

狛江市 風水害に関する事前行動計画(タイムライン)

■時間軸の設定

「0h(ゼロアワー)」を、多摩川又は野川が氾濫した時点として設定しています。

■本タイムライン活用時の注意点

本タイムラインの時間軸は台風による水害発生を想定し、設定されたものであり、長期間の豪雨や局地的に発生する集中豪雨等により内水氾濫が発生した場合は、情報(気象情報・河川流域の雨量・降り始めからの積算雨量・河川水位・ダムの放流状況等)を総合的に検討し、臨機応変な判断が必要となります。

河川の氾濫発生までの時間	気象情報	河川水位 (多摩川・野川)	狛江市		住民
			国交省京浜河川事務所 北多摩南部建設事務所	総務部 各部	
-48h	◆台風情報 ◆東京都気象情報(随時)		施設(樋管等)の点検確認 災害対策資機材等の確保	□台風・気象情報の収集	□気象情報の確認(随時)
-24h	◆台風に関する気象庁記者会見		ダム事前放流の確認 リエゾン体制の確認	□職員の体制確認 □資機材等の確認 □必要に応じ、メール等での住民への注意喚起を実施	□職員の体制確認【環境・都市建設】 □資機材等の確認【環境・都市建設】 □予備避難所*1開設の検討(職員と場所の確保等)【教育】
-12h	◆大雨又は洪水注意報発表 ◆大雨又は洪水警報発表	◆多摩川 水位の上昇【石原観測所(水位3.50m)かつ更に水位が上昇】 ◆多摩川 水位の上昇【石原観測所(水位3.80m)】*2		□「情報監視態勢」に移行 □河川水位、雨量の記録を開始 □必要に応じ、防災体制を強化(情報連絡態勢への移行) □台風の接近又は警報の発表で「情報連絡態勢」に移行 □消防団の参集を検討	□ドッグランネット撤去【環境】 □たまりやポートを法面に移動【市民生活】 □防球ネット撤去【教育】 □予備避難所の開設【教育】 □樋管・樋管等の操作のための職員を確保【環境】
-6h		◆多摩川 水防団待機水位への到達【石原観測所(水位4.00m)】 ◆今後も継続した水位上昇が見込まれる場合(河川流域の降り始めの積算雨量や河川上流部付近の降水量・ダム放流量などを踏まえて検討する。)		□消防団に参集を要請(たまりや撤去作業の協力依頼) □河川監視警戒開始 □必要に応じ、メール等での住民への注意喚起を実施 □市幹部(市長等)との連絡態勢を確保し、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令できる体制をとる。 ※今後の気象情報を考慮し、災害即応対策本部の設置を検討 □「避難準備・高齢者等避難開始」の発令(対象地域・開設する避難所)を検討 ※避難開始が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに判断を行なう。	□たまりやポート撤去【市民生活】 □台風の接近又は警報の発表で「情報連絡態勢」に移行【環境・都市建設】 □小中学校・児童保育所・保育園の対応(休校等)を検討【児童青少年・教育】 □避難所開設に向けた準備(職員と場所の確保等)【教育】 □避難行動要支援者の避難準備(職員・車両の確保等)【福祉保健】
-4h	◆大雨特別警報 ◆記録的短時間大雨情報	◆多摩川 氾濫注意水位・避難判断水位への到達【石原観測所(水位4.30m)】*3 ◆市内多摩川土手法面への接水または堤防の軽微な漏水・浸食が確認された場合 ◆野川 市内野川流域の軽微な浸食が確認された場合 ◆今後も上記河川水位以上の継続した急激な水位の上昇が見込まれる場合	野川:洪水予報(氾濫注意情報・氾濫警戒情報)※総務部安心安全課へ情報提供 ホットライン (河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡)※氾濫危険水位に達する見込み等切迫した状況において実施	□水位及び発表された洪水予報を関係部署に伝達 □必要に応じ、防災体制を強化(第1・第2非常配備態勢等への移行) ※非常配備態勢の発令をもって、災害対策本部設置 □「避難準備・高齢者等避難開始」を発令 ※ 発令について、市民に周知(防災行政無線、広報車、メール等) □監視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める □(必要に応じて)消防団に対し、水防警報発表文に記載されている対象区間などの監視を要請 □必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請 □河川事務所長へリエゾンの派遣を要請 □災害対策本部会議の開催 □「避難勧告・避難指示(緊急)」の発令(対象地域)を検討	□要配慮者利用施設、地下駐車場等に洪水予報(氾濫注意情報)を伝達【福祉保健・都市建設・児童青少年・教育】 □避難所を開設【教育】 ※一避難所あたり2名以上の職員を配置 □発令について、市民に周知(ホームページ等)【企画財政】 □要配慮者利用施設、地下駐車場等に発令情報を伝達【福祉保健・都市建設・児童青少年・教育】 □福祉避難所等に向けた体制の確認【福祉保健】
-3h		◆多摩川 氾濫危険水位への到達【石原観測所(水位4.90m)】又は市内土手高1/2程度まで水位が上昇 ◆野川 氾濫危険水位への到達【大沢池上観測所(水位2.14m)】 ◆避難勧告発令の目安となる河川水位を超えた後も急激な水位上昇がみられる場合(10分間水位で判断) ◆市内多摩川の土手高2/3程度まで水位が上昇した場合 ◆河川上流地域(調布市など)で河川の氾濫が発生した場合	野川:洪水予報(氾濫危険情報)※総務部安心安全課にメール、FAXにより送付 ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	□必要に応じ、防災体制をさらに強化(第3非常配備態勢への移行) □水位及び発表された洪水予報を関係部署に伝達 □「避難勧告」を発令 ※ 発令について、市民に周知(防災行政無線、広報車、メール等) □必要に応じ、水防工法の実施を消防団に要請 □必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請 □「避難指示(緊急)」を発令 ※ 発令について、市民に周知(防災行政無線、広報車、メール等) □リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請 □必要に応じ、消防団等の活動隊に対し、安全な場所への避難を指示	□要配慮者利用施設、地下駐車場等に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達【福祉保健・都市建設・児童青少年・教育】 □要配慮者利用施設、地下駐車場等に発令情報を伝達【福祉保健・都市建設・児童青少年・教育】 □発令について、市民に周知(ホームページ等)【企画財政】 □要配慮者利用施設、地下駐車場等に発令情報を伝達【福祉保健・都市建設・児童青少年・教育】 □発令について、市民に周知(ホームページ等)【企画財政】
0h		多摩川又は野川において氾濫が発生した場合	野川:洪水予報(氾濫発生情報)※総務部安心安全課にメール、FAXにより送付 ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	□発表された洪水予報を関係部署に伝達 □住民に対し、堤防の越水・決壊等の状況やライフラインの状況等を周知 □消防団の報告などにより堤防の決壊をいち早く覚知した場合には、河川事務所、都、調布警察署等の関係機関に通知 □避難生活の長期化を見据えた支援体制の強化を関係各部等と検討 □必要に応じ、自衛隊派遣について都に要請	□要配慮者利用施設、地下駐車場等に洪水予報(氾濫発生情報)を伝達【福祉保健・都市建設・児童青少年・教育】 □避難生活の長期化を見据えた支援体制の強化を関係各部等と検討【各部】 □福祉避難所への移送や緊急入所等、要配慮者への必要な対応を実施【福祉保健】

*1 予備避難所とは、深夜の避難勧告発令等に備え、自主的な避難者を受け入れるために、気象状況等が悪化する前の段階で開設する避難所をいう。

*2 水位の上昇が急激(10分間で20cm以上の水位上昇)な場合、石原観測所の水位が3.5mに達した時点で同様の対応を行なう。

*3 水位の上昇が急激(10分間で20cm以上の水位上昇)な場合、石原観測所の水位が4.0mに達した時点で同様の対応を行なう。